



みやぎ税務会計事務所通信

《 2021年11月 》



税務の話題

令和3年度税制改正より 「電子帳簿保存法」の改正について

毎月発行したり受領したりする請求書、備品購入時や飲食時などの領収書やレシート…。1年分では相当なボリュームになっている方も多いと思います。それに対応すべく、「電子帳簿保存法」が制定されました。その名称のとおり、一定要件を満たすことで「電子」で保存することが認められる法律です。ただ、とても要件が厳しく、適用が難しい事業者さまがほとんどでした。そういった、時代の流れとは反対に「電子での保存」が全く進まない状況を鑑み、この法律は大幅な改正が行われ、令和4年1月1日から施行されることとなります。



「電子帳簿保存法」なんて初めて聞きました!!
一体、何のコト? 小規模なうちにも関係ある??

はい!
全ての事業者さまに関係します!

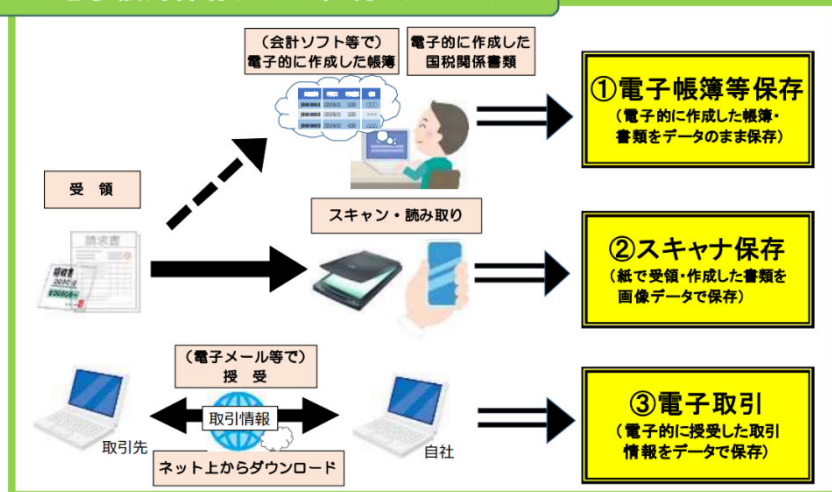
簡単に言うと、「紙での保存が義務」の国税に関する書類も、約束を守っているなら、紙でなくて電子で保存することでOK」という法律です。以前は、事前に「私はこの方法で保存します!」と税務署長に届け出ることが必要で、約束が厳しすぎたため、適用できなかった事業者さまも多かったようです。しかし、今回の改正で、一部は「義務」になりましたので、皆さまに関係することになります。

「電子帳簿保存法」では
電子データによる保存は3区分に
分けて規定されています。

- ① 電子帳簿等保存 (会計ソフト)
- ② スキャナ保存 (紙の書類)
- ③ 電子取引 (最初から電子)

このうち、**③は義務**になります!

～ 電子帳簿保存法上の区分 (イメージ)～



国税庁「電子帳簿保存法が改正されました (R3.05)」より抜粋

「電子帳簿保存法」…
正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」といいます。

